

建設業退職金共済証紙等の取扱事務要領

(平成 17 年 10 月 25 日決裁)

改正 平成 19 年 8 月 14 日

平成 24 年 3 月 13 日

令和 3 年 10 月 1 日

令和 4 年 10 月 1 日

1. 趣旨

この要領は、巖市が発注する建設工事に係る建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の共済証紙または電子申請方式による退職金ポイント（以下「証紙等」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2. 建退共制度の実施等

元請負者並びに下請負者（二次以下の下請負者を含む。以下同じ。）は、建退共制度の普及徹底に努め、建退共制度の対象労働者（以下「対象労働者」という。）への証紙等の受払を行うものとする。

3. 証紙等の購入

- (1) 元請負者並びに下請負者は、証紙等を購入する場合は、対象労働者の当該工事に係る就労予定日数を的確に把握し、必要枚数を算出するものとする。ただし、対象労働者の当該工事に係る就労予定日数の把握が困難な場合は、勤労者退職金共済機構（以下「建退共機構」という。）が定める「共済証紙等購入の考え方について」（別紙 1）を参考として必要枚数を算出することができるものとする。
- (2) 元請負者は、前項の規定により算出した元請負者及び下請負者が必要とする証紙等を、当該工事の請負契約締結後の 1 か月以内（電子申請方式の場合は 40 日以内）に一括して購入するものとする。ただし、元請負者は、下請負者に対し証紙等の現物による交付が困難な場合は、証紙等購入相当額を下請代金に算入することができるものとする。
- (3) 元請負者は、証紙等に不足を生じた場合は、直ちに（1）前段の例により必要枚数を算出し、追加して購入するものとする。

4. 証紙等購入状況の確認

- (1) 工事監督者が属する課の長（以下「工事担当課長」という。）は、1 件あたりの請負金額が 500 万円以上の工事請負契約（以下「対象工事」という。）を締結した場合、元請負者に対して、「3. 証紙等の購入」の規定により購入した証紙等の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を貼付した建設業退職金共済証紙購入状況報告書（以下「購入報告書」という。様式第 1 号）を提出させるものとする。

電子申請方式による場合は、建退協本部の電子申請専用サイトから発行される掛金収納書（電子申請方式）を提出させるものとする。

- (2) 元請負者が工事の一部を下請負者に施工させ、当該下請負者が証紙を購入した場合には、その収納書も同時に貼付させるものとする。

5. 購入報告書等の提出時期

- (1) 元請負者は、工事請負契約締結後 1 か月以内（電子申請方式の場合は 40 日以内）に、購入報告書または掛金収納書（電子申請方式）を工事担当課長に提出するものとする。
- ただし、対象労働者がいない場合又は期限内に購入報告書を提出できない事情があると認められる場合は、建設業退職金共済証紙等（無購入・購入遅延）理由書（様式第 2 号）を提出するものとする。
- (2) 元請負者は、「3. 証紙等の購入（3）」の規定により追加購入したときは、「4. 証紙等購入状況の確認（1）」の例により追加購入分の購入報告書を作成し、工事完了までに提出するものとする。

6. 証紙等貼付実績報告書の提出

- (1) 元請負者は、工事完成後直ちに建設業退職金共済証紙貼付実績報告書（以下「貼付実績報告書」という。様式第 3 号）を作成し、工事完成通知書に合わせて工事担当課長に提出するものとする。

電子申請方式による場合は、建退協本部の定める、建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表（様式第 031 号）及び工事別共済証紙受払簿（様式第 032 号）を工事担当課長に提出するものとする。

- (2) 前項の規定により貼付実績報告書等を作成するとき、元請負者が工事の一部を下請負者に施工させた場合は、下請負者に対する証紙の現物交付又は証紙等購入相当額の下請代金への算入に拘わらず、下請負者が雇用した労働者に関する証紙等の貼付状況を含め作成するものとする。

7. 工事現場の掲示

元請負者は、対象工事の現場の出入口、現場事務所等の見やすい場所に建退共機構が定める建退共制度適用事業主工事現場標識を掲示するものとする。

8. 建退共制度への加入促進等

工事担当課長は、建退共制度の更なる履行確保を図るため、次のことについて元請負者に対し説明を行い、建退共制度の加入促進に努めるものとする。

- ア 下請負者の建退共制度への加入及び証紙等の購入、貼付の促進に努めること。
- イ 下請負者に対する証紙等の現物交付に努めること。
- ウ 500 万円未満の工事についても元請負者が証紙等の購入に努めること。

9. 適用期日

本要領による取扱いは、平成 18 年 4 月 1 日以降に契約締結する工事から適用するものとする。

様式第 1 号

年 月 日

蕨 市 長 あて

元請負者 所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

建設業退職金共済証紙購入状況報告書

次のとおり共済証紙を購入したので、当該掛金収納書を貼付して報告します。

工 事 名			
契 約 年 月 日	年 月 日	請 負 金 額	
共済証紙購入額	円 (1日券 枚 10日券 枚) (会社保有の証紙を使用する場合も記入してください)		
共済証紙購入額算定根拠 (レを記入してください。複数可)			
◇ 使用対象労働者を計画して購入 延べ _____人×320 円=_____円 ◇ 建退共機構が定める共済証紙購入の考え方を参考に購入 (総工費) (標準購入割合) (対象労働者加入率) _____円× _____/1000× _____(%) / 70 (%) = _____円 ◇ 会社保有の証紙を使用します _____円 ◇ その他 (_____)			
掛 金 収 納 書 (発注官庁等用) 貼 付 欄			

注) 1. この報告書は、工事請負契約締結後 1 か月以内に工事担当課に提出してください。
2. 下請負者が共済証紙を購入した場合は、その掛金収納書も貼付してください。

様式第 2 号

年 月 日

蕨 市 長 あて

元請負者 所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

建設業退職金共済証紙等（無購入・購入遅延）理由書

次の工事については、1．共済証紙等を購入しませんので 本理由書を提出します。
2．共済証紙等の購入が遅延しますので

工 事 名			
契 約 年 月 日	年 月 日	請 負 金 額	
共 済 証 紙 等 購 入 予 定 日	年 月 日		
< 共済証紙等を購入しない理由、又は共済証紙等の購入が遅延する理由 >			

注）この理由書は、工事請負契約締結後 1 か月以内（電子申請方式の場合は 4 0 日以内）に
工事担当課に提出してください。

蕨市長 あて

所在地
商 号
代表者名

次のとおり共済証紙を貼付したので報告します。

工 事 名						請 負 区 分			元 請 ・ 下 請					
工 事 場 所														
工 事 期 間	年 月 日 から 年 月 日													
被共済者氏名	被共済者手帳番号	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
共 済 証 紙 貼 付 不 足 の 理 由											貼 付 枚 数 合 計			
											購 入 枚 数			

建設業退職金共済証紙貼付実績報告書作成上の注意

- 1 本様式は、元請・下請共通の様式です。実際に共済証紙を貼付した事業主が作成してください。
- 2 「工事名」、「工事場所」、「工事期間」は契約書に記載のとおり記入し、請負区分欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 下請業者（二次以下の下請業者を含む。）は、元請業者にこの実績報告書を提出してください。
- 4 元請業者は、自社分の実績報告書と全ての下請業者分の実績報告書を取りまとめて、工事担当課に提出して下さい。
- 5 共済証紙貼付枚数が購入枚数を下回った場合は、その理由を「共済証紙貼付不足の理由」欄に記入してください。
- 6 証紙の貼付がない場合は、被共済者手帳番号以下に斜線を引いて下さい。
- 7 対象労働者が多いため記入しきれない場合や工事期間が複数年にわたる場合は、本様式を複写して使用してください。

別紙 1

共済証紙等購入の考え方について

下表は、総工事費に占める共済証紙購入または退職金ポイント購入の割合について、「労働者延べ就労予定日数」の7割が建退共の被共済者であると仮定して算出したものです。

したがって、これを実際に活用する際には、下表に【対象工事における労働者の加入率(%) / 70%】を乗じた値を参考としてください。

《計算例》

総工事費 3,000 万の土木・舗装工事で、労働者の建退共制度加入率が 50%の場合

(総工事費) (工事種別に (加入率の補正)
 応じた率)
 $30,000,000 \text{ 円} \times 3.3/1000 \times 50\%/70\% \div 70,714 \text{ 円}$

$70,714 \text{ 円} \div 320 \text{ 円 (1 日券額)} = 220.9$
 $\div 221 \times 320 \text{ 円} = 70,720 \text{ 円 (証紙購入額)}$

工事種別 \ 総工事費	1,000～ 9,999 千円	10,000～ 49,999 千円	50,000～ 99,999 千円	100,000～ 499,999 千円	500,000 千円以上
土 木					
舗装	3.5/1000	3.3/1000	2.9/1000	2.3/1000	1.7/1000
橋梁等	3.5/1000	3.2/1000	2.8/1000	2.1/1000	1.6/1000
浚渫・埋立	3.7/1000	2.8/1000	2.7/1000	1.9/1000	1.7/1000
その他の土木	4.1/1000	3.6/1000	3.1/1000	2.3/1000	1.8/1000
建 築					
住宅・同設備	4.8/1000	2.9/1000	2.7/1000	2.2/1000	2.0/1000
非住宅・同設備	3.2/1000	3.0/1000	2.5/1000	2.1/1000	1.8/1000
設 備					
屋外の電気等	2.9/1000	2.1/1000	1.8/1000	1.4/1000	1.1/1000
機械器具設置	2.2/1000	1.7/1000	1.4/1000	1.1/1000	1.1/1000

注) 「総工事費」欄の数値は、消費税相当額を含む。